

伊那市不妊・不育症治療費助成事業

令和5年10月作成

(令和4年4月1日から適用)

*****子どもを希望する伊那市にお住まいのご夫婦へ*****

伊那市では、不妊治療・生殖補助医療〈保険適用自己負担分又は長野県不妊治療（先進医療）及び長野県不育症治療支援事業に準じる治療〉を受けたご夫婦又は事実婚状態にある方を対象に、不妊・不育症治療の助成をしています。この制度の概要は下記のとおりです。

補助の対象となる不妊治療等

主に生殖補助医療

保険診療分（先進医療分）を含む自己負担額の3割負担、10割負担（保険適用外）を問わず助成します。（ただし治療に直接関係のない文書代、ベット代、食事代等は除く）

《補助の対象外の治療等》・・・裏面の最後もご参照ください

- ①医療保険法の規定に基づき、特別に保険給付等の対象となるもの（高額療養費、福祉医療費適用分など）
- ②夫婦以外の第三者からの精子、卵子、胚の提供によるもの、代理母等によるもの
- ③長野県等（他市町村）の実施する不妊治療（先進治療）
- ④不育症治療に対する助成制度へ申請した治療費、または申請する予定の治療費（③④とも県の助成額分を除いた額での申請は可能です。）

助成を受けられる妻（女性）の年齢及び回数

妻（女性）の治療開始年齢が43歳未満の場合に申請でき、子ども一人につき6回までの治療に補助が出ます。（妻の治療開始時年齢が43歳以上の夫婦は助成対象外です）

※助成を受けた後に出産した場合又は妊娠12週以降に死産に至った場合はリセットされます。

伊那市助成金の交付対象者

次の全てに該当する方です。

- ・申請前に1年以上伊那市に住所を有している方（夫婦どちらか一方でも可）
- ・妻（女性）の治療開始年齢が国の定める保険適用該当年齢である者
- ・戸籍法に基づく届け出を行っている夫婦又は事実婚状態にある方
- ・健康保険に加入している方
- ・市税等に滞納がない方



伊那市の助成金の内容

(1) 不妊治療にかかわる保険診療分の自己負担額（3割分）のうち、県不妊治療（先進医療費）助成額分や高額療養費等を除いた自己負担額分、（月毎ではなく1治療期間終了後の合計額）を基準とする。

(2) 保険診療適用外（自己負担10割分）、但し保険適用となる治療の場合は保険優先。

※(1)(2) いずれも、自己負担額の1/2（端数切捨て）、一回につき30万円を限度とする。

1子あたり通算計6回まで補助します。

重要 裏面も確認してください！

治療前に必要な手続き

【重要】必ず事前に確認してください！

☆不妊治療に関して、月額の治療費が高額になる事が想定される場合は、医療機関（医師）と治療内容について確認した上で、加入している医療保険者へあらかじめ『高額療養費限度額適用認定証』を発行してもらってから、治療を受けるようにしてください。

治療実施後でも高額療養費の払い戻し手続きは可能ですが、申請や確認などに時間を多く要してしまい、市の助成申請に関して速やかな事務手続きができない場合がありますので、ご承知おきください。

申請に必要なもの

- 1-1 交付申請書
- 1-2 治療証明書（実績報告書）・・・医療機関記入
- 2 領収書原本（診療報酬明細書がある場合は持ちください。）
- 3 健康保険証（写し）
- 4 高額療養費限度額適用認定証（写し）
- 5 事実婚の場合は事実婚関係申立書

※ 長野県の不妊治療（先進医療）助成事業等を受けている場合は、費用助成証明書（県）の写し

- ① 上記書類を準備し、伊那市役所健康推進課に申請してください。
- ② 申請を受理した後、助成の交付決定通知書と補助金請求書を申請者に送ります。
- ③ 申請者は、補助金請求書に必要事項を記入し、必ず押印をして、健康推進課に提出してください。

※ 申請書は、伊那市役所健康推進課（窓口）又は伊那市公式ホームページからダウンロードできます。

※ 申請の際には、必要書類と必ず印鑑を持参してください。（申請書の日付及び金額は、申請時に確認しますので記入せずにご提出ください。）

申請期間

1 治療期間終了日の属する年度内（3月31日）又は、1 治療期間が終了してから3か月を経過する日のいずれか遅い日まで

【助成対象外の検査治療等】

不妊検査費用→長野県不妊検査費用助成あり

一般不妊治療（タイミング法・一般的な人工授精）は保険適用で、高額とならないため、基本的には助成対象としません（要相談）。診断書等の文書料が必要となるため。

お問い合わせ・申請手続き

伊那市役所 健康推進課 保健係

☎ 78-4111（内線2333）